

公 告

鹿島市地域公共交通・デザイン人材育成事業支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月13日

鹿島市長

松尾 勝利



1 業務概要

(1) 業務名

鹿島市地域公共交通・デザイン人材育成事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「鹿島市地域公共交通・デザイン人材育成事業支援業務」仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日～令和8年1月23日

2 プロポーザル募集の流れ

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から鹿島市地域公共交通・デザイン人材育成事業支援業務委託プロポーザル審査会(以下プロポーザル審査会という)参加申込書及び参加資格確認資料の提出を求める。

(2) プロポーザル提案書等(以下提案書等という)の提出

参加資格を有する者から、提案書及び見積書の提出を求める。

(3) プロポーザル審査会の実施

プロポーザル審査会を実施し、優先交渉権者を選定する。

3 参加資格に関する事項

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たす法人であること。
プロポーザルに参加を希望する事業者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 過去5年間に地方自治体より公共交通に係る人材育成業務の受託した実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき鹿島市の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申

立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始がなされていないものであること。

（6）提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

（7）共同企業体による応募の要件は次のとおりとする。

- ① 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する構成員（以下（構成員の代表者）という。）をあらかじめ定めること。
- ② 構成員に(1)の要件を満たす者を1人以上含めること。
- ③ 全ての構成員が(2)から(6)までの要件を満たすこと。
- ④ 提案募集に関する構成員の重複参加は認めない。

4 手続き等

（1）問い合わせ

鹿島市役所 広報企画課 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
(TEL)0954-63-2101 (メール) kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

（2）プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

（3）仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和7年6月23日(月) 17時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 電子メールで提出

（4）参加申込書（様式1）、実績書（様式3）及び参加資格確認資料（様式4）の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和7年7月1日(火) 17時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

（5）企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和7年7月11日(金) 17時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

5 審査方法

審査は、企画提案書の書類審査・ヒアリングとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

なお、ヒアリングは公開することを原則とし、非公開とするときは選定委員会の決議を要するものとする。

6 審査結果・公表

審査結果は、令和7年7月22日(火)(予定)に応募者全員に対して電子メールで通知する。また、審査結果は市ホームページ上にも公表する。

7 契約方法

選定された最適提案者を優先交渉権者とし、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

8 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領、企画提案書作成要領等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬とする。